

座間市で働く意思のある 看護師等奨学生募集

市では、市内で働く意志のある看護学生を対象として看護師等奨学金貸付制度を行っています。卒業後、看護職を市内医療機関で相当期間続けると、奨学金償還が免除になる制度ですので、市内で働く意思のある方のご応募をお待ちしております。詳細は担当へお問い合わせください。

- 募集期間 7月2日(月)～31日(火)
- 募集人数 5人
- 貸付条件
 - 保健師助産師看護師法の規定による養成施設に在学していること
 - 市内に在住し、市の住民基本台帳に記録されていること
 - 卒業後、市内で看護職に従事する意思があること
- 貸付額 授業料相当額(上限は月額3万円)
- 貸付期間 貸し付けの申請をした月から在学養成施設を卒業するまでの期間
- 償還免除条件 養成施設を卒業した翌月から、奨学金貸付を受けた期間と同等の期間継続して市内の医療機関で看護職に従事すること
- 選考 書類審査および8月11日(土)の面接
- 提出書類
 - 座間市看護師等奨学金貸付申請書
 - 申請者の住民票の写し(申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し)
 - 連帯保証人(二人)の住民票の写しおよび所得証明書(1年度分)
 - 入学証明書または在学証明書
 - 授業料を証明する書類
 - 履歴書(写真貼付)
- 提出方法 募集期間内に提出書類を書留で〒252-8566座間市役所医療課宛てに郵送(必着)または直接担当へ
※申し込みの際に提出された書類は返却できません。

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

国民健康保険に加入している70歳以上の 方の高額療養費の限度額を一部変更

国民健康保険の高額療養費支給

高額療養費は、国民健康保険に加入している方が医療機関を受診し、自己負担額が限度額を超えたとき、申請を行うと、超えた金額が高額療養費として後から支給される制度です。該当の可能性がある場合、受診の2～3カ月後に「高額療養費のお知らせ」が届きますので、申請を行ってください。

限度額の一部変更

法改正にともない、8月から、国民健康保険に加入している70歳以上の方について、下表の通り、高額療養費の限度額の一部を変更します。この変更により、これまで高額療養費として支給されていた金額が変わる場合があります。

また、医療機関で一部負担金の支払いが限度額までとなる「前期高齢者受給者証」の適用区分も高額療養費と同様に変更となります。

8月診療からの自己負担限度額

区分(課税所得)	一月の上限額(世帯ごと)		
	外来(個人ごと)	3回目まで	多数回(4回目以降)
現役並み所得者	690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円(変更無し)
一般	18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円(変更無し)	24,600円(変更無し)
低所得者Ⅱ			15,000円(変更無し)
低所得者Ⅰ住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円(変更無し)		

※70歳未満の国民健康保険加入者の限度額は変わりません。
※同じ世帯(国民健康保険に加入者)で、当月を含む過去12カ月以内に4回以上高額療養費に該当している場合は、多数回該当として、当月の自己負担限度額が引き下がります。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

免除等区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額を免除	0円
納付猶予	保険料の全額を猶予	
4分の3免除	保険料の4分の3を免除	4,090円
半額免除	保険料の2分の1を免除	8,170円
4分の1免除	保険料の4分の1を免除	12,260円

平成30年度の保険料月額
は、16340円です。
なお、前年度に全額免除
または納付猶予が承認され
て継続審査を希望した方は、
改めて申請する必要はあり
ません。

- 申請方法 年金事務所または市役所一階国保年金課で配布する申請書に必要事項を記入し、直接担当へ
- ※申請書を希望する方は、担当へ問い合わせるか、日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。
- 問い合わせ先
 - ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004 (IP電話、PHSからは☎03(6630)2525)
 - 厚木年金事務所 ☎046(223)7171 (代表)

国民年金保険料免除制度・ 納付猶予制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります(左表参照)。

○申請期限 納付期限から2年経過するまでの間

○申請要件 免除制度は、本人および配偶者、世帯主、納付猶予制度は、本人(50歳未満)と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方

※日本年金機構が審査し、その結果を通知します。

※他にも、退職者などを対象とした特例要件もあります。

広告

屋根・外壁塗装、防水工事、内装リフォームは 私たちにおまかせください!!

無料診断実施中! 診断・見積りだけでもお気軽にご相談ください。

地元密着の迅速対応 | 自社での一貫施工 | 安心の適正価格 | 最大10年の施工保証

株式会社ウスイ建装
〒242-0001 神奈川県大和市下鶴間2791-15
TEL:046-240-1151 FAX:046-240-1152
http://www.usui-kenso.co.jp

まずはお電話を! 電話受付は9時から18時まで。いつも安心の電話対応。
☎0120-630-831

ウスイ建装 検索

広告 座間市民のみなさまへ

19万円(税別)以外は一切かかりません

『葬儀にお金をかけられない』『故人の遺言で』などさまざまな理由があり、通夜・告別式を行わない「火葬のみ(直葬)」を希望する人が増えています。国保の方は、葬祭費5万円が後日支給されますので、実質15万円ほどで葬儀を行えます。プランの詳細や資料送付希望など、お気軽にご相談ください。

シンプル直葬プラン 追加料金不要 19万円(税別)

こんな方に選ばれています。
◆年金生活で、葬儀後の生活が心配
◆病院の医療費がかさんでしまった
◆身内が少ないのでしめやかに
◆生活保護を受けている など

●安心の会入会
●生前予約受付中
●出張事前相談(無料)

ししくらセレモニー
大和市深見東1-4-21
☎046-289-2828
ししくらセレモニー 検索

広告

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ一人でも悩まずに無料電話相談をご利用ください

B型肝炎訴訟 (給付金請求)について

無料電話相談

受付時間 16年7月2日～ 63年1月27日生まれ
50万円～3,600万円
着手金・相談料 無料 成功報酬制

完全予約制 ☎0120-013-621 当日は予約制ですので必ずお電話ください!
(ご予約受付時間) 平日 9:00～18:00 個別相談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

弁護士法人 弁護士 渡辺 隆一(あいち) 東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシャス総合法律会計事務所
東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A (営業時間) 平日 9:00～18:00
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/